

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第7期広島市障害福祉計画及び第3期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第7期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

(2) 計画策定の趣旨

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和8年度末における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを設定するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

(4) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）及び国の通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）」に基づき、

- 第7期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第6期の計画の実績や課題を踏まえ、令和8年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- 第3期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第2期の計画の実績や課題を踏まえ、令和8年度末における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を設定しています。

(5) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。